従業員慶弔規程

第１章　総則

第１条（適用範囲）

この規程は、正社員に対して適用する。

第２条（受給手続）

本規程によって慶弔見舞金を受けるべき者は、速やかに所定の用紙にて届け出なければならない。

第２章　慶弔金

第３条（結婚祝金）

１．社員が結婚するとき、または結婚を理由に退職するときは、結婚祝金を贈る。

勤続５年未満の者　　３万円

勤続５年以上の者　　５万円

２．社員同士の結婚の場合は双方に贈る。

第４条（出産祝金）

１．社員またはその配偶者が出産したときは、出産祝金として３万円を贈る。ただし、死産の場合は同額を見舞金として支給する。

２．両親ともが社員であるときは、そのいずれか一方に支給する。

第５条（香典）

１．社員が業務上の事由で死亡したときは、葬儀費用全てを会社で負担するとともに、香典30万円および供花を贈る。

２．社員が業務外の事由で死亡したときは、香典10万円および供花を贈る。

３．社員の配偶者、父母（配偶者の父母も含む）、同居の子女、その他同居の３親等内の親族が死亡したときは、次の区分による香典および供花を贈る。

配偶者　　　　　　　10万円

同居の父母　　　　　５万円

別居の父母　　　　　２万円

同居の子女　　　　　５万円

その他の同居親族　　２万円

４．同一人の死亡につき、２人以上の社員が該当する場合は最も近い親族の者に贈る。

第３章　見舞金

第６条（傷病見舞金）

１．社員が業務上の傷病により欠勤したときは、労働省令で定める障害等級の区分により傷病見舞金を支給する。

障害等級１級に相当する傷病による場合　　10万円

障害等級２級に相当する傷病による場合　　５万円

障害等級３級に相当する傷病による場合　　３万円

２．社員が業務外の傷病により10日以上入院したときは傷病見舞金として２万円を支給する。

第７条（災害見舞金）

１．社員の現住居が罹災し損害を受けたときは、その被害に応じて災害見舞金を支給する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 世帯主の場合 | 非世帯主の場合 |
| 全焼、全壊、全流出 | 10万円 | ５万円 |
| 半焼、半壊 | ５万円 | ３万円 |
| 一部破壊、床上浸水 | ２万円 | １万円 |

２．社員同士が同居しているため災害見舞金を受ける者が２人以上いるときは、いずれか１人に支給するが、その金額は世帯主の場合と同額とする。

付　則

この規程は、　　○年○月○日から施行する。